

GIANTS CLUB G-Po JCBカード会員特約

第1条 (名称) 本カードは株式会社読売巨人軍（以下「巨人軍」という。）と株式会社ジェーシービーまたは株式会社ジェーシービーおよび株式会社ジェーシービーの指定するカード発行会社（以下「JCB」という。）が提携して発行するものでGIANTS CLUB G-Po JCBカード（以下「本カード」という。）と称します。

第2条 (会員) 本特約、別途巨人軍の定めるCLUB GIANTS&GIANTS ID会員規約、および別途JCBの定めるJCB会員規約を承認のうえ入会を申し込み、巨人軍およびJCB（以下「両社」という。）が認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、本カードの会員資格を有するものとします。また、会員にはJCBが本カードを貸与します。

第3条 (提供サービスと利用) 1.巨人軍（本条においてはJCBおよび巨人軍が提携するサービスの提供会社を含む。）が提供するサービスや特典（以下「サービス等」という。）については、巨人軍が書面その他の方法により通知または公表します。 2.会員は、サービス等の利用に関する規定等がある場合はそれに従うものとします。 3.会員がCLUB GIANTS&GIANTS ID会員規約、JCB会員規約もしくはサービス等に関する規定等に違反した場合、または巨人軍が当該会員のサービス等の利用が適当でないとは合理的に判断したときは、サービス等を利用できない場合があります。 4.巨人軍が必要と認めた場合には、巨人軍はサービス等およびその内容を変更することがあります。その場合、CLUB GIANTS&GIANTS ID会員規約第4条に基づいて、会員にその変更後の内容等を周知します。 5.会員は、サービス等の提供を受ける場合、【各サービス等の】所定の方法により利用するものとします。

第4条 (個人情報の取り扱いおよび開示、訂正、削除) 1.会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、巨人軍が会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。(1) CLUB GIANTS&GIANTS ID会員規約に定めるCLUB GIANTS（以下「CLUB GIANTS」という。）およびGIANTS ID（以下「GIANTS ID」という。）の運営、会員管理、巨人軍としてのサービスを提供するために、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を収集、利用すること。①生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および次条において届け出た事項 ②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容 ③本カードの利用内容（第6条において共有する情報）(2)宣伝物の送付等、巨人軍の営業に関する案内の目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、巨人軍は業務運営上支障がない範囲に限り、これを中止するものとします。(会員等による中止の申し出は、本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。)(3)巨人軍の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。 2.会員等は、巨人軍に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。(開示の請求は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとする。)万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、巨人軍はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第5条 (届出事項の共有) 会員が、巨人軍またはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、巨人軍またはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届け出の内容について両社の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

第6条 (利用内容の共有) 会員は、巨人軍が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、JCBが巨人軍に対して共有することにあらかじめ同意するものとします。

第7条 (会員資格の喪失) 会員がCLUB GIANTSおよびGIANTS IDの会員資格またはJCB会員資格のいずれかを喪失した場合は、本カードの会員資格も喪失するものとします。また、両社のいずれかがCLUB GIANTSおよびGIANTS IDの会員資格またはJCB会員資格を喪失させた場合、その情報を両社の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。なお、会員は本カードの会員資格を喪失した時点から本カードのサービス等を利用できなくなるものとします。

第8条 (準拠法) 本特約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第9条 (専属的合意管轄裁判所) 1.巨人軍および会員は、巨人軍と会員との間で本特約に関して訴訟の必要が生じた場合、訴額に応じて東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。 2.会員とJCBとの間で訴訟が生じた場合の合意管轄裁判所については、JCB会員規約の定めに従うものとします。

第10条 (本特約の改定) 本特約の改定については、JCB会員規約の定めに従うものとします。

第11条 (本特約の関係) 本特約に定めのない事項については、CLUB GIANTS&GIANTS ID会員規約およびJCB会員規約が適用されるものとします。

<ご相談窓口>

巨人軍に対する個人情報の開示、訂正、削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

株式会社 読売巨人軍 CLUB GIANTS 事務局

〒100-8151 東京都千代田区大手町1-7-1

お問い合わせフォーム

https://fan.giants.jp/mypage/customer_remarks/new

(TK049300・20210401)